

令和4年度

第23回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和4年5月13日（金曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第2号	農地法2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	事業計画変更申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について

出席委員（18名）

- | | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 1 番 | 湯川 徳弘 | 1 2 番 | 大河内 壽一 |
| 2 番 | 辻本 傑 | 1 3 番 | 曾根 光彦 |
| 3 番 | 笠野 喜久雄 | 1 4 番 | 岩橋 章 |
| 4 番 | 山本 茂樹 | 1 5 番 | 丸山 勝 |
| 5 番 | 藤田 城司 | 1 6 番 | 中尾 友紀 |
| 6 番 | 古川 祐典 | 1 7 番 | 坂東 紀好 |
| 7 番 | 土橋 ひさ | 1 8 番 | 吉川 松男 |
| 8 番 | 谷河 績 | 1 9 番 | 岩橋 章博 |
| 9 番 | 吉中 雅三 | | |
| 1 0 番 | 中村 弘 | | |

出席職員

農業委員会事務局

- | | | |
|-------|---|-------|
| 局 | 長 | 奥谷 知彦 |
| 課 | 長 | 中村 保 |
| 副 課 | 長 | 藤田 誠一 |
| 班 | 長 | 中居 一樹 |
| 企 画 員 | | 西森 和子 |
| 事務副主査 | | 殿元 輝之 |

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第23回農業委員会総会を開催いたします。報告事項につきましては、議案書16ページ以降に掲載していますので、ご確認ください。

それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） それでは、ただいまより、第23回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る4月28日、山本委員、古川委員、大河内委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしく申し上げます。

なお、廣井委員から都合により欠席したい旨連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、中村委員、大河内委員に申し上げます。

それでは議案の審議を始めさせていただきます。

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中居班長 番外、説明します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が1件あったものです。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、

説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆殿元副主査 番外、説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が15件ございました。

・No.1 昭和54年頃から工場として利用している。

・No.2 平成10年頃から宅地の一部として利用している。

・No.3 昭和41年頃から山林となっている。

・No.4 昭和46年頃から用悪水路として利用している。

・No.5 昭和53年頃から農業用倉庫及び駐車場として利用している。

・No.6 平成5年頃から倉庫として利用している。

・No.7 昭和47年頃から農業用道路として利用している。

・No.8 昭和47年頃から農業用道路として利用している。

・No.9 平成14年頃から山林となっている。

・No.10 昭和35年頃から用悪水路として利用している。

・No.11 平成12年頃から公衆用道路の一部として利用している。

・No.12 昭和58年頃から公衆用道路として利用している。

・No.13 昭和11年頃から宅地として利

用している。

・No.14 約190年前から宅地として利用している。

・No.15 昭和41年頃から倉庫及び駐車場として利用している。

これらは、非農地証明の交付条件(5)の土地であり、(7)から(9)の条件を満たしていると思われます。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

最初に、No.2を先議とさせていただきます。吉中委員一時退席をお願いします。

・・・吉中委員退席・・・

◆殿元副主査 番外、説明します。

当案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第3号No.2について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆2番(辻本 傑) この譲受人は、どこで農業しているのか。

◆殿元副主査 番外、この譲受人は、親御さんの所に週3~4日やって来て、農業に

従事しているとのこと。将来的には主体的に従事すると聞いています。

◆会長(谷河 績) 他にご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号No.2は可決と決定しました。

・・・吉中委員着席・・・

次に、No.2以外について、説明願います。

◆殿元副主査 番外 続けて、No.2以外の案件について説明します。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、No.3は議案第6号「農用地利用集積計画について」No.4と関連で、また、利用権の解約によって返ってくる農地、利用権の設定によって増える農地を全て合算して下限面積をクリアしましたが、もともとの耕作面積が過小であったため、現地調査及び事情聴取を行っております。

これについて担当委員から報告があります。以上です。

◆会長(谷河 績) No.3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので山本委員さん報告願います。

◆4番(山本 茂樹) 議案第3号No.3について説明します。農地法第3条の規定による許可申請です。

4月28日(木)に大河内委員、古川委員、事務局職員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請者及び申請地は議案書のとおりです。

今回、面積が382㎡の農地で現地調査の対象になった理由は、事前に申請の相談に事務局へ来られた時に、所有農地の一部に自分が経営する会社の資材置場として違反転用があること、自己所有の農地を利用権で他人に貸していること、又、下限面積が足りないこと、それら3つを是正してから申請するように指導していたところ、申請が上がって来てから、事務局職員が現地を調べたところ、問題の箇所がすべて是正されていましたが、念のために農業委員にも調査をした方が確実なので現地調査の対象にしたためでした。

現地調査をしたところ、違反転用の部分は資材が撤去されて、畝立てされた畑になっておりました。違反転用に至った理由を聞いた所、親が違反転用状態にしていたことを知らなかったということでした。又、自己所有農地を利用権で他人に貸していた農地は先月の14日に解約済でした。下限面積の不足分は新たに利用権設定で借り受けと言う農地は今回の議案第6号No.4の申請のとおりです。

申請者が経営している会社(・・・)はいずれ息子に譲り、自分は農業に力を入れていこうと計画をたてているとのことでした。問題はないと思いますが、皆様の慎重な審議をお願いします。

◆会長(谷河 績)ありがとうございました。議案第3号No.2以外について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号No.2以外は可決と決定しました。

議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元副主査 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No.1 申請地は、・・・、小倉小学校から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、沿道区域に設置される流通業務施設に該当し、不許可の例外に該当します。申請人は、有田市に拠点を置く法人で、全国各地へ・・・関係等を扱う・・・です。事業を拡張するにあたって、インターに近く道路幅が広いこと、当市の社員も多く通勤時間の短縮になること、まとまった土地であること等の理由から当該申請地を露天駐車場として転用申請し、令和2年12月2日付で許可を得ています。今回、この計画について事業計画の一部変更申請がありました。

変更の内容は

・南面県道からの進入路を1か所から2か所に分けること

・北面及び東面の擁壁の設置を取りやめること

・周囲へU字溝を整備すること

の3点になります。また、このことについて周辺の農業者の了解も得ているとのことでした。

今回、転用する農地番及び面積についての変更はなく、計画の変更内容も軽微であ

るため、現地調査及び事情聴取は行っておりません。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元副主査 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No.1 申請地は、・・・、安原小学校から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は現在賃貸住宅に居住していますが、子供が生まれ手狭になってきたことから、生活環境が整っている当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No.2 申請地は、・・・、田井ノ瀬駅から・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。申請人は自営で土木建築業を営んでおります。現在、自宅の横にある資材置場を利用していますが、120㎡程度しかなく、非常に手狭であることから、当該申請地を土砂・砕石、建築資材等を保管する露天資材置場として転用申請するものです。

なお、使用貸借権設定です。

No.3 申請地は、・・・、安原小学校から・・・mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は、現在、賃貸住宅に居住していますが、子供が生まれ手狭になってきたことから、生活環境が整っている当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。これらの案件は一般基準を満たしていると思われま。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第5号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外、説明します。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が15件ございました。

賃借権が1件、使用貸借権が14件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。

No.1からNo.11については、農業委員会による利用権の新規設定、No.12からNo.15については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田が18,955㎡、畑が2,260㎡、総面積が21,215㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定が4件あり、面積は田が3,072㎡、畑

が850㎡、合計面積が3,922㎡です。

なお、12ページのNo. 7、No. 8、13ページのNo. 9については、新規就農となり、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので、担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績）No. 7～9につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので大河内委員さん報告願います。

◆12番（大河内 壽一）報告いたします。28日に古川委員、山本委員と共に現地調査及び事情聴取を行いました。

・・・さんは、18年前に奥さんとともに日本に来て、永住権も持っています。岩出市に在住し、車で10～15分程度で申請地に通作できるとのことです。

本業は・・・等の解体をし、輸出する業務で、また岩出市でも既に800㎡程度農地を借りて耕作しているとのことです。

本業もあるので、この程度の面積であれば問題ないと思われまます。皆様方の慎重なご審議方お願いします。以上です。

◆会長（谷河 績）ありがとうございました。議案第6号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

13時20分 閉会